

意見書

平成 22 年 6 月 23 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 殿

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

「SIM ロック解除に関するガイドライン(案)」に対する意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「SIM ロック解除に関するガイドライン(案)」に対する意見募集について、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

移動体通信における市場の発展や利用者利便の向上を図るうえでは、携帯電話事業者(以下、「事業者」という。)のビジネスモデルの在り方について、原則、市場の競争に委ね、サービスの多様化や進化を促すことを基本とすべきであり、行政が過度なルールを課すことは望ましくないと考えます。携帯電話の SIM ロックの在り方についても上記の考えに則って検討されるべきものであり、特に、事業者によって周波数、通信方式等に差異が存在している現状においては、携帯電話の SIM ロックを解除したとしても、当該端末により、他事業者の電気通信サービスの一部もしくは全てが利用できないため、効果が限定的であることを認識する必要があります。このような環境において、特定のビジネスモデルを実質的に強制するようなルールが課される場合、競争環境にさらなる歪みが生じることとなるため、本来は、このようなガイドラインを制定すること自体により慎重であるべきと考えます。この点については、平成 19 年にまとめられた「モバイルビジネス研究会」の報告書においても、「制限のない SIM ロックの解除はむしろ事業者間競争を歪める可能性がある」等の指摘がなされており、ルール化には慎重な検討が必要と整理されています。

また、本来、消費者利便の真の向上を図るためには、事業者間の公正競争環境を整備することが不可欠であり、第一に、周波数割当ての適正化、ローミングやネットワークシェアリングにかかるルール整備及びメール転送サービスの実現等の各種施策について、行政を中心に推進すべきと考えます。

一方、現在の市場において、海外渡航時の携帯電話の利用にかかる利便性向上等の観点で、SIM ロック解除に対する利用者ニーズが顕在化している状況にあることも事実です。従って、弊社では、必要な対応を検討のうえ、利用者利便の向上のための自主的な取組を実施していく所存です。

上記の基本的な考え方を踏まえ、次頁より、本ガイドライン案の各項目に対する弊社意見を詳述します。

| 項 | 項目 | 該当部分 | 意見 |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 趣旨 | 平成 19 年に策定されたモバイルビジネス活性化プランには、「SIM ロックについては原則解除する方向で検討を進める。具体的には、今後の BWA(Broadband Wireless Access)の進展や端末市場の動向を踏まえつつ、3.9G や 4G を中心に SIM ロック解除を法制的に担保することについて、2010 年の時点で最終的に結論を得る。」と記載されたところであるが、現状において上記のような課題が存在すること等にかんがみ、当分の間、法制化に係る検討は留保することとし、事業者による主体的な取組によることとしたものである。 | <p>総論で述べたとおり、事業者によって周波数や通信方式等に差異が存在している環境において、特定のビジネスモデルを実質的に強制するようなルールが課される場合、競争環境にさらなる歪みが生じることとなるため、本来は、このようなガイドラインを制定すること自体により慎重であるべきと考えます。</p> <p>従って、最低限、「事業者による主体的な取組による」としている趣旨を形骸化することなく、本ガイドラインを運用する必要があると考えます。</p> <p>なお、消費者利便の真の向上を図る前提として、行政を中心に公正競争環境整備の各種施策を推進すべきと考えます。</p> |
| 2 | 本ガイドラインの位置づけ | 本ガイドラインは、事業者に対し、SIM ロック解除を強制するものではないが、事業者は、SIM ロック解除について、本ガイドラインに沿って、利用者の立場に立った取組に努めるものとする。 | |
| 4 | 対象となる端末 | 平成 23 年度以降新たに発売される端末のうち、対応可能なものから SIM ロック解除を実施する。 | <p>対象端末の解除時期については、端末ベンダの開発や事業者等の運用体制整備の期間等を考慮の上、今後、決定されるべきものであることから、断定的記載とはせず、「平成 23 年度以降を目途に(中略)実施する」との記載に修正すべきと考えます。</p> <p>また、「対象となる端末」についてのみでなく、「説明責任」の項に記載のある「他の事業者の SIM カードが差し込まれた場合に、通信サービス、アプリケーション</p> |

| 項 | 項目 | 該当部分 | 意見 |
|---|----------------------|---|--|
| | | | <p>ョン等の利用の全部又は一部が制限される可能性が存在すること」については、SIM ロック解除により提供されるサービスの範囲や制約条件を示す事項であることから、単に「説明責任」の項に記載するのみでなく、「対象サービス等の制限」の項を新たに追加のうえ、明示すべきと考えます。</p> <p>加えて、事業者によって、通信方式や周波数等の差異が存在している現状においては、ロック解除端末の他社ネットワーク利用時における全ての端末動作について保証、あるいは事前検証することは困難です。従って、通信サービス、アプリケーション等の利用の制限のみならず、端末利用にかかるその他制約（予期し得ない端末動作の発生可能性等）が生じる可能性があり、この点も、「対象サービス等の制限」の項で明示すべきと考えます。</p> <p>なお、本件に関連して、利用者利便確保等の観点で、SIM ロック解除端末の動作にかかる一定範囲の事前検証を実施する場合には、事業者や端末ベンダが国際基準に則った評価機関※を活用する等により、試験工数の軽減等を図ることも検討すべきと考えます。</p> <p>※ 国際的には通信事業者や端末メーカー等から構成される「GCF(Global Certification Forum)」という機関があり、携帯電話端末とネットワークとの相互接続試験の仕様と認証プロセスを策定・提供しています。</p> |
| 5 | 自社の販売する端末以外の端末を使用する利 | 事業者は(中略)当該端末が技術基準に適合しない場合等を除き、利用者からの接続の請求に応じる必要がある。 | 本項目については、電気通信事業法第 52 条(端末設備の接続の技術基準)に規定されている範囲内の事項を事業者に求めている内容であると理解します。従って、規定の意図を明確化する観点で、「事業者は(中略)電気通信事業法第 52 条の規定に則り、利用者からの接続の請求に応じる必要がある」との記載に修正すべきと考えます。 |

| 項 | 項目 | 該当部分 | 意見 |
|---|------------|---|---|
| | 利用者への役務提供等 | | |
| 8 | その他 | <p>(5) その他端末に関する取組</p> <p>本ガイドラインは、事業者に対し、自社の販売する端末を他の事業者の通信方式、周波数、プラットフォームの仕様等に対応させることを求めるものではないが、事業者は、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、自社の販売する端末がより広汎に利用可能となるよう努めることが望ましい。</p> | <p>本項に記述されているとおり、特定の事業者に対して、他事業者の通信方式、プラットフォームの仕様等に合わせた端末の開発を強制することはできないものと考えます。その前提に立てば、一部事業者に対してのみ SIM ロック解除の強制やそれに準じる措置を課すことは、公正競争環境を著しく歪める結果となることから、「事業者は(中略)広汎に利用可能となるよう努めることが望ましい」といった記載は行うべきではありません。</p> <p>従って、「事業者は、競争環境等の実態を踏まえ、消費者利便の向上に資する各種取組を推進することが望ましい」との記載に修正すべきと考えます。</p> |
| | | <p>(6) 本ガイドラインの見直し等</p> <p>総務省は、</p> <p>① SIM ロック解除に係る事業者の取組</p> <p>② SIM ロック解除に対する利用者等の評価</p> <p>③ SIM ロックが解除され、SIM カードが差し替えられた場合において利用可能となる通信サービス、アプリケーション等の状況</p> <p>等の携帯電話市場を取り巻く環境変化を踏まえ、本ガイドラインを見直すとともに、所要の対応を行う。</p> | <p>総論等で述べたとおり、事業者によって周波数や通信方式等に差異が存在している状況下で特定のビジネスモデルを実質的に強制するようなルールが課される場合、競争環境にさらなる歪みが生じることから、ガイドラインの見直し契機として、事業者間の競争環境の整備状況を明確に位置づけるべきと考えます。</p> <p>また、原則として、事業者のビジネスモデルの在り方については、行政が過度なルールを課すことは望ましくないと考えます。従って、本ガイドラインの見直しにあたっては、この点を十分に踏まえたうえで、方針の検討が行なわれるべきであり、将来的な法制化等の規制強化を前提にすべきではありません。加えて、誤った判断による見直しが行われないよう、関係者をまじえた慎重な議論を踏まえることが必要であると考えます。</p> |

| 項 | 項目 | 該当部分 | 意見 |
|---|----|------|---|
| | | | <p>以上の点を踏まえ、「総務省は(略)携帯電話市場を取り巻く環境変化を踏まえ、本ガイドラインを見直すとともに、所要の対応を行う」との記載について、「総務省は(略)携帯電話市場を取り巻く環境変化及び関係者の意見を踏まえ、必要に応じて、本ガイドラインの見直しやその他対応を行なうものとする」との記載に修正すべきです。</p> |

以上